皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十月二十四日ラオス人民民主共和国の独立記念日につき、同月二十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁発表

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

長野労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 10 月 25 日

長野労働局長　岡崎　直人

第４号中「１時間834円」を「１時間848円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年11月27日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 10 月 25 日

大阪労働局長　苧谷　秀信

第４号中「１時間860円」を「１時間885円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年11月30日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置，配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成26年大阪労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 10 月 25 日

大阪労働局長　苧谷　秀信

第４号中「１時間877円」を「１時間894円」に改める。

兵庫労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 10 月 25 日

兵庫労働局長　小林　健

第４号中「１時間904円」を「１時間919円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月１日から効力を生ずる。

熊本労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 10 月 25 日

熊本労働局長　徳田　剛

第４号中「１時間787円」を「１時間808円」に改める。

沖縄労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県糖類製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 10 月 25 日

沖縄労働局長　待鳥　浩二

第４号中「１時間709円」を「１時間726円」に改める。

公　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成28年10月17日から２か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 28 年 10 月 25 日

東京法務局長　佐藤　主税

記

氏名　佐藤　　宏

所属する司法書士会　東京司法書士会

登録番号　東京第3092号

事務所の所在地　東京都足立区千住二丁目54番地　須川ビル

違反行為　本人確認義務違反等

司法書士法人懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第48条第１項第２号の規定に基づき、平成28年10月17日から２か月、司法書士法第３条第１項第１号から第５号までに規定する業務のうち登記に関するものの業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 28 年 10 月 25 日

東京法務局長　佐藤　主税

記

名称　司法書士法人エージェント

所属する司法書士会　東京司法書士会

法人番号　第11－00176号

事務所の所在地　東京都足立区千住二丁目54番地　須川ビル

違反行為　本人確認義務違反等

適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の５第３項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同法第63条の５第６項の規定により公告する。

記

１．商号　東京アジアレプラカン株式会社

２．所在地　東京都千代田区神田小川町３丁目２番10号

３．業務廃止命令年月日　平成28年10月14日

平成 28 年 10 月 25 日

関東財務局長　小野　　尚

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 25 日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成28年９月26日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日工マシナリー株式会社　上田　芳弘　千葉県野田市上三ヶ尾259　国土交通大臣許可（般・特―24）第10985号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成28年８月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 25 日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成28年９月26日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社Thyssen Krupp Otto　佐藤　昌利　東京都港区赤坂４－15－１　国土交通大臣許可（般・特―23）第15483号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成28年８月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。